

## 佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付け国官会第2317号）に基づき、民間建築物で、壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、安全で安心な生活環境の保全を図るため、アスベストの分析調査事業及び除去等事業を行う建築物の所有者等に対し、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金を予算の範囲内で交付することについて、佐世保市補助金等交付規則（平成17年規則第53号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) アスベスト 吹付け石綿又はアスベストを含有する吹付けロックウールで、その含有する石綿の重量が建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。
- (2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する、民間建築物で、国、地方公共団体その他公共団体又はこれらの者に準ずる者として別に定める者の所有に属するもの以外のものをいう。
- (3) 分析調査事業 壁、柱、天井等に露出して吹き付けられた建築建材のうち、アスベストが施工されている可能性があるものに係るアスベストの試料採取、アスベスト含有の有無の判定及び含有率の測定に係る調査をいう。
- (4) 除去等事業 壁、柱、天井等に露出して吹き付けられたアスベストについて、除去、封じ込め又は囲い込み（以下「除去等」という。）の措置を行うことをいう。
- (5) 所有者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 補助対象建築物の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産家屋補充課税台帳もしくは固定資産税名寄帳又は固定資産税納税通知書）に所有者として記載されている者又はその相続人若しくは補助対象建築物の分析調査事業と除去等事業の実施について相続人から同意を得た者

ロ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する区分所有者の団体、第65条に規定する団体又は第47条第1

項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人  
ハ イ又はロとの契約等により補助対象建築物の管理を行っている者  
（補助対象事業）

第3条 佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事業は、補助対象建築物のうち封じ込め又は囲い込みの措置がなされていない部分について補助対象建築物の所有者等が行う分析調査事業又は除去等事業で、別表第1に定める基準に適合するものとする。

（補助金の交付要件等）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 補助対象建築物の所有者等であること。
  - (2) 市税を滞納してないこと。
  - (3) 分析調査事業又は除去等事業に対し、国又は他の地方公共団体から補助金等の交付を受けていないこと。
  - (4) 補助対象建築物が複数人の共有である場合は、当該共有者全員（補助金を申請しようとする者が共有者の1人である場合、当該補助金を申請しようとする者を除く。）から補助対象建築物の分析調査事業と除去等事業の実施について同意を得られる者又は当該補助金の申請をしようとする者が紛争等が生じた場合の誓約書（様式第1号）の提出ができる者であること。
- 2 除去等事業に係る補助金の交付を受けた補助対象建築物については、当該補助金の交付を受けてから5年間は、補助対象建築物を除却してはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 3 補助金の交付は、補助対象建築物1棟（1の敷地内に複数の建築物がある場合については、それぞれの建築物）につき、分析調査事業、除去等事業それぞれ1回限りとする。ただし、分析調査事業において、目視等により違う吹付け材と判断できる場合は、複数個所の調査を実施できることとする。

（対象経費及び補助金額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。この場合において、申請者は消費税仕入控除税を減額して申請しなければならない。

(1) 分析調査事業

- イ 補助対象建築物の所在地、呼称、用途及び分析調査個所を示す書類
- ロ 分析調査受託者の調査仕様書及び2社以上の見積書
- ハ 建物の登記がされていない場合は、固定資産家屋補充課税台帳若しくは固定資産税名寄帳又は固定資産税納税通知書の写し
- ニ 佐世保市税の滞納のない証明書
- ホ 補助対象建築物の分析調査事業と除去等事業の実施について相続人から同意を得て申請しようとする場合は、同意書及び同意書に押印した印鑑証明書
- ヘ 補助対象建築物が共有物である場合は、所有者全員の合意があることを証する書類(申請者が第2条第5号ロに規定する区分所有者の団体又は管理者であるときを除く。)
- ト イからへに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 除去等事業

- イ アスベストが含有することを証する書類
- ロ 補助対象建築物の所在地、呼称、用途及び除去工事等の施工箇所を示す書類
- ハ 除去工事等の見積書、積算根拠書及び施工者の施工計画書等
- ニ 建物の登記がされていない場合は、固定資産家屋補充課税台帳若しくは固定資産税名寄帳又は固定資産税納税通知書の写し
- ホ 佐世保市税の滞納のない証明書
- ヘ 補助対象建築物の分析調査事業と除去等事業の実施について相続人から同意を得て申請しようとする場合は、同意書及び同意書に押印した印鑑証明書
- ト 補助対象建築物が共有物である場合は、所有者全員の合意があることを証する書類(申請者が第2条第5号ロに規定する区分所有者の団体又は管理者であるときを除く。)

チ イからトまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、適当と認めるときは、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 前条第1項の規定により通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定通知後に事業に着手しなければならない。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助事業者が補助金の交付決定後に分析調査事業又は除去等事業の内容を変更しようとするときは、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添付して、変更事業に着手する前に市長に提出しなければならない。

(1) 分析調査事業

イ 第6条第1号イからへまでの書類のうち、内容の変更がある書類

ロ イに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 除去等事業

イ 第6条第2号イからトまでの書類のうち、内容の変更がある書類

ロ イに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の内容変更を承認するときは、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付変更承認通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとし、承認しなかったときは佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付変更不承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、中止又は廃止するときは、次条に定める完了報告を提出する前までに佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業(中

止・廃止)承認申請書(様式第8号)、交付決定通知書及び市長が必要と認める書類を市長に2部提出し、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業(中止・廃止)承認通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業完了実績報告書(様式第10号。以下「完了報告」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に2部提出しなければならない。

(1) 分析調査事業

- イ 分析機関が発行した分析調査結果報告書(建築物の所在地、呼称、採取日、分析機関の名称、調査方法が記載されたもの)の写し
- ロ 分析機関と締結した契約書等の写し
- ハ 分析による調査に要した経費に係る分析調査受託者からの請求書の写し
- ニ 調査個所の採取中写真及び採取後の現場写真
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2) 除去等事業

- イ 施工者が発行したアスベスト改修結果報告書の写し
- ロ アスベストの除去等の施工者と締結した契約書等の写し
- ハ アスベストの除去等工事に要した請求書の写し
- ニ 関係法令に基づく届出書の写し
- ホ イからニまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(完了検査等)

第12条 市長は、前条の除去等事業に係る完了報告の提出を受けたときは、必要に応じて職員に補助対象建築物に立ち入らせ、現地において完了検査を実施させるものとする。

- 2 市長は、前項の完了検査の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助対象建築物のアスベストの除去等を適切に行うため必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、第11条の規定により提出された完了報告の内容が適当と認めるときには、交付すべき補助金の額を確定し、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付請求書（様式第12号）に分析調査受託者又は除去等の施工者に支払った領収書の写しを添付して、市長へ提出しなければならない。

（交付決定の取り消し）

第15条 市長は、補助事業者が、規則に定めるもののほか次のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 適正なアスベスト除去等工事でなかったことが判明したとき。
- (3) 除去等工事実施後、市長が認めることなく5年以内に解体したとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の決定を取り消したときは、佐世保市民間吹付けアスベスト改修支援事業交付決定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、佐世保市民間吹付けアスベスト改修支援事業補助金返還命令書（様式第14）により行うものとする。

（検査等に対する協力）

第17条 補助事業者は、この要綱による補助金の交付等に関し、市長が必要な検査、調査等をしようとするときは、これに協力しなければならない。

（書類の整備）

第18条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の書類を備え付け、当該補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存し

なければならない。

(その他)

第19条 第6条に規定する補助金交付申請書は、規則第20条の規定により  
定めた様式の特例とする。

第20条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1

<p>分析調査事業に係る基準</p>	<p>(1) 分析調査の受託者は、試料採取を行う事業所又は分析を行う分析機関であること。</p> <p>(2) 分析機関は、社団法人日本作業環境測定協会が公表した石綿含有の有無の判定及び石綿の含有率の測定が可能な石綿含有率分析可能機関又は次号に規定する調査方法によりアスベストの有無及び含有量を測定できる機関であること。</p> <p>(3) 分析調査による調査方法は、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」を標準とする。ただし、厚生労働省等の公的機関が公表した方法でアスベストの有無及び含有量を判定できる場合は、これによることができる。</p> <p>(4) 調査を行う者は、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第7条の規定に基づき登録を受けた作業環境測定士とする。</p>
<p>除去等事業に係る基準</p>	<p>(1) 除去等の施工者は、市内に本社、支店又は営業所等を有する事業所であること。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 除去等の施工者は、次のいずれかの者であること。</p> <p>イ 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」を有する者</p> <p>ロ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第14条の規定に基づき選任された石綿作業主任者（平成18年3月31日以前においては、特定化学物質等作業主任者）の指導・監督の下、建設業労働災害防止協会が発行する「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」又はこれと同等の方法に従って施工した十分な実績を有し、イに規定する飛散防止処理技術に相当する技術を有すると認められる者</p> <p>(3) 施工方法は、次のいずれかによるものであること。</p> <p>イ 財団法人日本建築センター編集・発行の「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006」に掲げるそれぞれの工法</p> <p>ロ 財団法人日本建築センターが審査証明した「吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術」一覧に掲げるそれぞれの工法</p> <p>ハ 建設業労働災害防止協会編集・発行の「建築物の解体等工事におけ</p>

	<p>る石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」に掲げるそれぞれの工法</p> <p>(4) 除去等事業に伴う工事を行うことにより、補助対象建築物が、建築基準法関係規定（建築基準法（昭和25年法律201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定をいう。）に不適合とならないよう必要に応じた措置を講じること。</p> <p>(5) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15及び石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第5条に規定する届出を行うこと。</p>
--	---

別表第2

	対象経費	補助金の額
分析調査事業	補助対象建築物のうち、封じ込め又は囲い込みの措置がなされていない部分の分析調査に要する経費で、分析調査受託者に対して支払う経費	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、250,000円を上限とする。（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）
除去等事業	補助対象建築物のうち、封じ込め又は囲い込みの措置がなされていない部分の除去等事業に要する経費で、除去工事等を行う施工者に対して支払う経費	補助対象経費の3分の2以内の額。ただし、11,000,000円を上限とする。（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度以後の予算に係る補助金について適用する。

佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付実施要領  
(趣旨)

第1条 この要領は、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第20条の規定に基づき、佐世保市民間建築物吹付けアスベスト改修支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(所有者)

第2条 要綱第2条第2号に規定する国、地方公共団体その他公共団体に準ずる者として別に定める者は、独立行政法人及び本市以外の地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他本市以外の地方公共団体が設立し、又は出資等する法人とする。

(提出書類等)

第3条 要綱第6条第1号イに規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 配置図(縮尺、方位)

(2) 平面図(調査部分を明記したもの)

(3) 現況写真(建物外観、調査部分及び当該部分のアスベストの状況が判断できるもの)

2 要綱第6条第1号ハに規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 補助対象建築物に係る固定資産税の納税通知書(写し)又は固定資産土地・家屋(補充)課税台帳登録証明書(名寄帳)

(2) 補助金の交付を受けようとする者が、区分所有者の団体又は管理者の場合は、団体の代表者又は管理者を証する規約等の書類

3 要綱第6条第1号トに規定する市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 代理人が申請する場合は、委任状

(2) その他市長が指定する書類

4 要綱第6条第2号イに規定する書類は、次の各号のいずれかの書類とする。

(1) 分析機関が発行した分析調査結果報告書

(2) 前号以外の機関が発行した分析調査結果報告書

5 要綱第6条第2号ロに規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 配置図(縮尺、方位)

- (2) 平面図
  - (3) 立面図
  - (4) 現況写真（建物外観、施工部分及び当該部分のアスベストの状況が判断できるもの）
  - (5) 詳細図（除去工事等の施工部分の状況に応じて必要と認める場合）
  - (6) 補助事業対象事業費を明示した工事積算書
- 6 要綱第2条第5号ロに該当する者が、補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる書類
- (1) 団体の代表者又は管理者であることを証する規約等の書類
  - (2) 代表者又は管理者（管理者が区分所有者である場合に限る。以下同じ。）に係る前号イに掲げる書類
  - (3) 法人登記簿謄本（代表者又は管理者が法人の場合のみ）
- 7 要綱第6条第2号チに規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- (1) 代理人が申請する場合は、委任状
  - (2) その他市長が指定する書類  
（アスベスト改修結果報告書）

第4条 要綱第11条第2号イに規定する施工者が発行したアスベスト改修結果報告書の内容は、次のとおりとする。

- (1) 除去処理工事 除去処理工事期間、除去処理工事業者名、除去処理工事の場所・部位、工事写真（施工箇所ごとの施工中及び完了時）、作業員名簿、マニフェストの写し、産業廃棄物処理計画書の写し等の施工記録
- (2) 封じ込め処理工事 封じ込め処理工事期間、封じ込め処理工事業者名、封じ込め処理工事の場所・部位、工事写真（施工箇所ごとの施工中及び完了時）、飛散防止処理剤の種類と使用量等、作業員名簿、産業廃棄物処理計画書の写し等の施工記録
- (3) 囲い込み処理工事 囲い込み処理工事期間、囲い込み処理工事業者名、囲い込み処理工事の場所・部位、工事写真（施工箇所ごとの施工中及び完了時）、囲い込み材料の使用量、飛散防止処理剤の種類と使用量等、作業員名簿、産業廃棄物処理計画書の写し等の施工記録

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。